

花巻市特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

平成27年12月25日

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

花巻市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定められた事務において個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）を取り扱います。

特定個人情報等の取扱いにあたっては、管理体制及び管理方法等を整備し、職員に遵守させる等の措置を講じます。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱います。

- (1) 特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等*を遵守します。
- (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。
- (3) 特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。
- (4) 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき花巻市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。
- (5) 特定個人情報等の保護に関する安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めます。

3 問い合わせ先（開示請求・苦情相談等を含む）。

総合政策部総務課 電話 0198-24-2111

※【関係法令等】

- ① 番号法
- ② 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年 特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ③ 「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日総行第91号総務省政策統括官通知）
- ④ 花巻市個人情報保護条例等関係例規
- ⑤ 花巻市情報セキュリティポリシー
- ⑥ 花巻市特定個人情報等の適切な取扱いに関する管理指針